

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	不破高校スクール線運行事業	①エネルギー価格の高騰が続く中、高騰分を補助することで、運賃の増加を抑制することができる等、町内高校へ通う子育て世帯への支援となる。 ②補助金 ③今年度補助金額 5,092千円ー R5年度補助金額(高騰分以外) 4,000千円=1,092千円 「Cその他」一般財源はR5年度補助金額と同額 ④名阪近鉄バス株式会社	R7.4	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	長寿祝い商品券発行事業	①物価高騰で影響を受けた高齢者に対して、外出機会の創出と地域経済の活性化に資することを目的として、長寿祝い商品券を支給する。 ②補助金、通信運搬費 ③補助金4,123千円(うち振込手数料70千円・印刷製本費等150千円、消耗品費20千円) 郵送料1,341千円 対象 80歳以上 1,000円×2,946人、77歳 1,000円×481人、88歳 2,000円×176人、99歳 4,000円×26人 ④77歳・80歳以上の住民	R7.4	R8.3
3	③消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム商品券発行補助事業	①エネルギー価格の高騰が続く中、物価高騰の影響を受けた生活者に対して消費の下支えを行うため、10%のプレミアム付き商品券を10,000冊発行する。 ②補助金(垂井町商工会が発行するプレミアム商品券のプレミアム分の90%、換金手数料等事務経費の2%) ③プレミアム商品券 販売価格10,000円(11,000円分)を10,000冊発行 プレミアム分1冊1千円×90%×10,000冊=9,000千円、手数料分 発行総額110,000千円×2%=2,200千円 ④垂井町商工会、町民	R7.4	R8.3
4	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	環境保全活動支援金交付事業	①エネルギー価格の高騰が続く中、物価高騰の影響を受ける農家への支援のため、農業者が加入する土地改良区の電気料金の高騰部分に対して補助を行い、農業者が負担する土地改良区賦課金の上昇を防ぐ。 ②補助金 ③土地改良区への補助金、15,304千円の内、電気代高騰分3,427千円(R7支出額10,080千円ーR6支出額6,653千円)、一般財源11,877千円 ④垂井町土地改良区	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費無償化事業(4月～12月分)	①令和7年3月分の消費者物価指数の総合指数は2020年を100として111.1となり、前年比は3.6%の上昇となった。生鮮魚介を筆頭にほとんどの価格上昇が消費者物価指数を押し上げた影響も踏まえ、物価の上昇による影響額を試算すると、全体平均では月26,500円、親と未婚の子で構成される世帯では31,190円の負担増となった(2019全国家計構造調査)。物価高騰の影響を強く受ける子育て世帯の生活を支援するため、町内小中学校に通う児童・生徒の給食費の(令和7年4月～12月分)を無償化する。※教職員は対象外 ②給食費無償化補助金 ③小学校5,000円×9,440人=47,200千円、中学校5,500円×5,488人=30,184千円、町外通学者5,500円×72人=396千円 給食費無償化事業の内、物価高騰分として(8ヶ月分) 77,780千円 ④町内在住の小中学校に通学する児童・生徒の保護者(給食費負担者)	R7.4	R7.12
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費無償化事業(1月～3月分)	①令和7年3月分の消費者物価指数の総合指数は2020年を100として111.1となり、前年比は3.6%の上昇となった。生鮮魚介を筆頭にほとんどの価格上昇が消費者物価指数を押し上げた影響も踏まえ、物価の上昇による影響額を試算すると、全体平均では月26,500円、親と未婚の子で構成される世帯では31,190円の負担増となった(2019全国家計構造調査)。物価高騰の影響を強く受ける子育て世帯の生活を支援するため、町内小中学校に通う児童・生徒の給食費(令和8年1月～3月分)を無償化する。※教職員は対象外 ②給食費無償化補助金 ③小学校5,000円×3,540人=17,700千円、中学校5,500円×2,067人=11,369千円、町外通学者5,500円×27人=149千円。給食費無償化事業の内、物価高騰分として(2ヶ月分) 19,480千円・(1ヶ月分)9,740千円 一般財源 ④町内在住の小中学校に通学する児童・生徒の保護者(給食費負担者)	R8.1	R8.3